

戸籍等証明書の郵送請求の方法

【請求の際、送付していただくもの】

- ◎ 戸籍等郵送交付申請書（この用紙）
必要事項を漏れなく記入してください。 ※昼間連絡のつく電話番号は必ずご記入ください。
- ◎ 手数料
郵便局で手数料分の定額小為替を購入し、何も記入しないで同封してください。
おつりのないよう購入してください。 ※手数料は切手、印紙等での受け取りはできません。
- ◎ 返信用封筒
封筒に請求者の住所（返送先は請求者の住所登録地に限られます。）を記入し、切手を貼ってください。
返送料は書類の重さにより変わりますので、請求通数が多い場合は切手を多めに同封し、大きめの封筒をご用意ください。
※切手が不足する場合には「不足分手数料受取人払」扱いで返送します。
- ◎ 請求者のご本人確認ができる書類の写し
運転免許証や保険証など、現住所、生年月日が確認できる書類のコピー
※代理人が請求する場合は、本人からの委任状が必要です。
- ◎ 請求者と必要な方との続柄が確認できるもの
請求される戸籍などの中に、請求者が載っていない戸籍等をさかのぼって請求される場合、関係が確認できる戸籍の写し等が必要となる場合があります。

【お願い・注意事項】

- ☆ 北山村では、戸籍電算化（コンピュータ化）により、平成27年2月9日より、戸籍等を改製しています。
現在の戸籍には、平成26年12月29日以前に婚姻や死亡等で戸籍からすでに除かれている方、及び解消された身分事項（離婚・養子縁組）等については記載されていませんので、請求される際には、必要となる事項を⑤特記事項欄に詳しく記入してください。
- ☆ 申請書の内容に、誤りや記載漏れがある場合、未処理のままお返しする場合がありますので、ご了承ください。
- ☆ 郵送の場合は配達日数を考え、日数に余裕をもって請求してください。

【申請書の送り先とお問い合わせ先】

〒647-1603

和歌山県東牟婁郡北山村大字大沼42番地
北山村役場 住民福祉課 戸籍係

TEL：0735-49-2331

FAX：0735-49-2207